

研修・講習 ―研修・講習会―

1. 研修事業の概要

研修事業は、「特殊教育関係職員に対する専門的、技術的研修を行うこと。」として、国立特殊教育総合研究所の設置目的の一つに位置づけられている。研究所開設の半年後の昭和47年3月には研修棟・研修員宿泊棟が竣工し、昭和47年度より長期研修及び短期研修の研修事業を開始し、特殊教育関係職員の指導者の養成と中堅教員の資質の向上並びに指導力の充実に努めてきた。以来、研究所の事業の中で重要な位置を占めているが、長期研修に関しては、研究部の拡充や時代的要請の変化に伴って、受け入れ研究部の拡大や研修課題の改善が行われ、短期研修に関しても、研修コースの統廃合をはじめ、各時代に適合した形への対応を行ってきた。

長期研修・短期研修の他に、昭和58年度からは特殊教育諸学校等の新任校長・教頭を対象とした管理者講習（新任特殊教育諸学校等校長・教頭講習会）を、昭和61年度からは都道府県及び政令指定都市の特殊教育センター等で教育相談を担当する職員を対象とした講習会（特殊教育センター等教育相談職員講習会）を、平成5年度からは、通級による指導担当者を対象とした講習会（「通級による指導」指導者講習会）を、平成7年度からは、学習障害又はこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒に対する指導方法等について指導的立場に立つ者を対象とした講習会（学習障害児等指導者講習会）を開始し、社会的な諸情勢の変化に対応しつつ、現在に至っている。

研修のカリキュラムは担当する研究部が原案を作成し、講習会のカリキュラムはそれぞれのカリキュラム小委員会が原案を作成する。研修・講習会の内容には、本研究所における研究活動の成果が活かされるよう配慮されている。それぞれのカリキュラムの原案は研修委員会において検討の上成案をみる。研修・講習会実施においては、担当研究部又は小委員会及び総務部研修情報課が運営に当たる。

研修関連施設としては、講堂及び大小の研修室をもつ研修棟、体育館・運動場、約140名の利用が可能な宿泊棟及び食堂がある。大研修室にはI T V設備が備わり、他の研修室でもVTRやスライド、O H P等の視聴覚機器の利用が可能であり、平成13年度からはL A Nへの接続も可能となった。また、情報棟及び研究管理棟にコンピュータ関連の講習室が設けられ、情報機器を使う研修も可能となっている。更に、研究管理棟内にブラウジングコーナーが設けられ、ネットワークに接続したコンピュータの利用が可能となっている。長期研修員の研修のためには、研究管理棟に研修員室と研修セミナー室がある。図書室・印刷室等も研修員・受講者の利用に開放されている。障害のある研修員・受講者のための施設・設備に関しては、整備が進められているところであり、最近では平成12年度にバリアフリー対応の工事を行った。

本研究所の研修・講習会の特色の一つは、全員宿泊による受講を原則とする点である。それによって、研修員・受講者間での全国的な情報交換を行い、専門的、実地的な知識・技術の交流を図る等、受講の機会を一層充実した有意義なものとするをねらっている。

研修・講習会受講のための費用は、徴収していない。ただし、教材費、実地研修先への旅費、宿

泊施設の清掃料金、食費等は、研修員・受講者が各自負担している。

これら研修事業の改善のためには、修了者に対してアンケート調査を毎回実施し、講義・演習等のテーマ・内容・講師等カリキュラムの可否をはじめ、宿泊施設や食堂についての意見を求めている。また、都道府県・政令指定都市における「特殊教育関係職員の研修の実態に関する調査」（平成3年3月報告）も実施した。これらの結果に基づいて、研修委員会において研修種別及び内容等について検討・改善を加えてきている。また、研修員宿泊棟の浴室やトイレが共同利用だった点も、研修員宿泊棟の増築・改修により、平成7年度より現在のバス・トイレ付きの個室となり改善を図った。

平成12年度末には、長期研修・短期研修・各種講習会の修了者が総計で1万人を突破した。

なお、長期研修・短期研修の参加者はその開設以来「研修生」と呼ばれてきたが、平成12年度からは「研修員」と、名称を改めた。

2. 各研修事業ごとの30年

（1）長期研修

昭和47年より開設。盲学校、聾学校もしくは養護学校の教員、小学校もしくは中学校において特殊教育に従事している教員、又は教育委員会、特殊教育センター等において特殊教育を担当する教育職員で、今後、特殊教育に関し指導的立場に立つと見込まれる者に対し、専門的知識及び技術を習得させ、もって資質の向上と指導力の充実を図ることを目的とする。研修期間は昭和47年度のみ6か月であったが、その後1年となった。

研修員は各研究部に配属され、研究部の指導のもとに、研究課題を設定し、研究部における研究への参加、教育相談への参加、盲学校・聾学校・養護学校における実地研修、各研究部共通講義の受講及び国立久里浜養護学校における実習等を通じて、研修を行い、研修修了時に報告書を提出する。講義の講師等、指導者は研究所の職員である。

研修員の研究課題の実施に当たっては配属された研究部において個別的な指導が行われるが、必要に応じて、配属された研究部以外の他の研究部の職員の指導を受けることも可能である。更に、事前に届け出ることによって短期研修及び各種講習会の講義の受講も認められている。

（2）短期研修

短期研修は、現職教員養成のその時々々の要請に応じるため、再三統廃合が行われてきている。即ち、昭和47年度においては、期間が1か月で、開設されたコースは視覚障害教育コース、聴覚障害教育コース、言語障害教育コース、精神薄弱教育コース、肢体不自由教育コース、病弱教育コース、情緒障害教育コース、重複障害教育コースの、計8コースであった。翌昭和48年度には、視覚障害教育コースが盲教育コースと弱視教育コースに、聴覚障害教育コースが聾教育コースと難聴教育コースに、それぞれ分かれ、期間が3か月になったが、精神薄弱教育コースには3か月のコースの他に1か月のコースも残った。昭和49年度には訪問指導教育コースがこれに加わった。

昭和50年度には全面的な再編が行われ、重度・重複障害教育コース（精神薄弱教育を主としたコース）、重度・重複障害教育コース（肢体不自由教育を主としたコース）、重度・重複障害教育コース（感覚障害教育を主としたコース）、言語障害教育コース、精神薄弱教育コース（1か月のコースはなくなった）、病弱教育コース、情緒障害教育コースの7コースとなった。昭和55年度には、これに視覚障害教育コースが加わり、翌昭和56年度には、聴覚障害教育コースが加わって、合計9コースとなった。更に、平成3年度には、教育工学コースが加わり、翌平成4年度には、重度・重複障害教育コース（訪問教育を主としたコース）が加わって、合計11コースとなった。平成8年度には、4つの重度・重複障害教育コースが一本化され、今日に至っている。現在、重度・重複障害教育コース、視覚障害教育コース、聴覚障害教育コース、言語障害教育コース、知的障害教育コース、病弱教育コース、情緒障害教育コース、教育工学コースの、8コースが設けられており、1年間を3期に分け、各コースはそのうちの1期に開設されている。

短期研修の目的は、盲学校、聾学校もしくは養護学校の教員、小学校もしくは中学校において特殊教育に従事している教員、又は教育委員会、特殊教育センター等において特殊教育を担当する教育職員で、将来、特殊教育に関し指導的立場に立つと見込まれる者に対し、専門的知識及び技術を習得させ、もって資質の向上と指導力の充実を図ることである。研修期間は上記の経緯をたどった後、現在は約3か月である。

研修は、共通講義、コース別の講義、演習、研究協議、実地研修、自己研修等からなる。講義・演習の講師は、研究所の職員の他に、所外の学識経験者、大学の教員が行う。自己研修の時間等、可能な場合には他の短期研修コースの講義の聴講も認められている。

研修カリキュラムの原案の作成は、各コースを担当する研究部が行っている。

（３）講 習 会

１）新任特殊教育諸学校等校長・教頭講習会

昭和58年度より開設。全国の特殊教育諸学校等の新任の校長及び教頭で、特殊教育諸学校の勤務経験及び小・中学校の特殊学級の担当経験のない者に対し、特殊教育諸学校等の運営上の諸問題について、職務に必要な研修を行い、その識見を高め、指導力の向上を図ることを目的とする。講習期間は、1週間である。

この講習会では、特殊教育諸学校等の運営上の諸問題について、講演、講義、分科会に分かれての研究協議等を行う。講師は、研究所及び文部科学省の職員の他に、関連省庁の職員、所外の学識経験者、大学の教員等である。

当講習会のカリキュラム原案の作成は、研修委員会の下に設けられた新任特殊教育諸学校等校長・教頭講習会カリキュラム小委員会が行っている。

２）特殊教育センター等教育相談職員講習会

昭和61年度より開設。都道府県又は指定都市の特殊教育センター等において、障害のある子どもについての教育相談を担当する職員の資質の向上を図り、もって教育相談業務の円滑な運営に資す

ることを目的とする。講習期間は2週間である。

当講習会では、障害のある子どもの教育相談に関する講義、講演、全体での協議、班別の事例協議、テーマ別のワークショップ等を行う。講師は、研究所及び文部科学省の職員の他に、所外の学識経験者、大学の教員等である。

当講習会のカリキュラム原案の作成は、教育相談委員会の下に設けられた教育相談小委員会が行っている。

3) 「通級による指導」指導者講習会

平成5年度より開設。小・中学校の教員、盲・聾・養護学校の教員又は教育委員会、特殊教育センター等の特殊教育担当教育職員で、「通級による指導」において指導的役割を果たす者を対象に、担当者の指導力の向上を図り、各地域における「通級による指導」の円滑な運営に資することを目的とする。講習期間は2週間である。

「通級による指導」に関する諸問題について、講義、講演、全体協議、障害別分科会に分かれての講義と協議、実地研修等を行う。講師は、研究所及び文部科学省の職員の他に、所外の学識経験者、大学の教員等である。

当講習会のカリキュラム原案の作成は、研修委員会の下に設けられた「通級による指導」指導者講習会カリキュラム小委員会が行っている。

4) 学習障害児等指導者講習会

平成7年度に学習障害児等担当指導主事講習会として開設され、翌平成8年度には学習障害児等担当指導主事等講習会と名称が改められ、更に平成9年度に学習障害児等指導者講習会と改称され、今日に至っている。

都道府県・指定都市の教育委員会もしくは特殊教育センター等の指導主事等又は小・中学校等の教員で、学習障害又はこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒に対する指導について、指導的立場に立つ者に対し、指導力の向上を図り、その充実に資することを目的とする。講習期間は1週間である。

当講習会では、学習障害等の指導方法に関する諸問題について、講義、事例協議及び研究協議を行う。講師は、研究所及び文部科学省の職員の他に、所外の学識経験者、大学の教員等である。

当講習会のカリキュラム原案の作成は、学習障害児等指導者講習会拡大小委員会が行っている。

(4) その他

上記の研修・講習会の制度に該当しない者、特に大学院生等を対象に、研究部に受け入れ研究職員が指導に当たる特別研究員等の制度があり、毎年若干名を受け入れている。

3. 教育職員免許法認定講習

短期研修はそのカリキュラムを基底に、昭和60年度に教育職員免許法施行規則による認定講習機関として指定を受け、同年4月より「特殊教育に関する科目（二級免許状）」（現行二種免許状）の

単位認定講習の開設が認められた。更に、昭和63年12月の教育職員免許法の大幅改正に伴い、平成元年4月より、同科目の一種免許状取得のための単位認定も実施している。

長期研修については、平成4年度より研修専門分野ごとに専修及び一種・二種免許状取得のための単位認定講習を開設し、履修科目の単位修得を認定することとなった。

情 報 普 及

本研究所の設置目的の一つに「特殊教育に関する研究の連絡及び促進を図る」ことが掲げられている。情報普及活動は、本研究所の諸活動等の中核としての研究活動、研修事業及び教育相談活動における基底となる特殊教育情報の収集・提供・普及に関して、①内外の研究成果の普及及び資料の収集・分析・提供、②研究等に必要の図書、学術文献等の整備、閲覧等を目的に、昭和47年度より研修情報課の所掌業務としてスタートした。

その後、平成8年度には特殊教育情報センターが本研究所内に開設されたことで、特殊教育の情報普及活動は、主として特殊教育情報センターが担当してきた。平成13年度からは、前述のように研究機能と情報発信機能の一層の強化を図るために設置された総合政策情報センターが中心となり、研修情報課と協力して運営することとしている。

他方、資料の収集や図書、学術文献等の整備に関しては、開所以来、整備充実を図っており、とりわけ効率的な諸活動等の遂行を支援するための情報システムを構築することが重要であることから、昭和49年度から図書業務を始めとして情報関係業務のコンピュータ化を進め、特殊教育に関する情報センターとして機能の充実を図っている。

1. 活字メディアに関する情報の収集、蓄積、提供

活字メディアに関しては、これまで特殊教育及びその近接領域に関し、点字資料を含め研究活動に必要な内外の基本文献、専門図書、バックナンバーを含む学術雑誌の体系的な購入・整備を行うとともに、開所以来、関係省庁、各都道府県教育委員会、特殊教育諸学校・特殊学級設置校、教育研究機関及び教育系大学・学部等の協力を得て、教育行政資料、教育実践報告並びに研究紀要等の寄贈を受け、図書資料としての充実を図ってきた。その後、本研究所の研究・調査活動等が活発に行われるにしたがい、研究紀要を始め、研究成果報告書、事例研究報告書、事業報告書等の種々の研究成果報告書のほか、特殊教育諸学校における教育実践研究課題や諸外国の特殊教育制度・特殊教育事情等に関する調査報告書などの二次情報資料を編集・刊行し、特殊教育関係諸機関（者）に配布あるいは情報資料の提供等レファレンス・サービスを行っている。

（1）特殊教育に関する内外の研究資料の収集、蓄積、提供

内外の大学、研究機関の研究論文、特殊教育諸学校等の教育実践研究論文等の寄贈資料及び購入雑誌は、現在、年間に約200種、3,000冊を収集しており、昭和47年度の業務開始から平成11年度までに約8,400種を収集し、図書室に配架され、研究活動、研修事業等の諸活動等に活用されている。

（2）研究に必要な図書、学術文献等の収集、蓄積、提供

平成11年度までの蔵書は、和書35,793冊、洋書14,109冊、点字図書484冊であり、雑誌・資料の総種類数は、14,147件となっている。このうち雑誌は延べ、和雑誌1,233種、洋雑誌436種にのぼっている。

これらの内、新着図書については新着図書情報案内を作成し、研修員を含めた所員に配布してい

る。図書の閲覧・貸出では、要請に応じてビデオテープやCD-ROMによる情報の提供も行っており、所外者についても閲覧できるようにしている。

（３）本研究所の研究成果刊行物の整備と提供

平成11年度までの本研究所の研究紀要等の刊行物は、総刊行点数は455点になり、配布又は資料交換等による研究成果の普及を図っている。

（４）図書室入退館システムの導入

所員の研究活動や研修員の研修の利便を一層向上させるため、平成13年度から図書室入退館システムを導入して時間外及び休日にも図書室を利用できるようにしている。

以上のように、特殊教育関係資料の蔵書量や図書室の機能は、年々充実してきているが、特殊教育に関する情報センターとしての機能を一層果たしていくためには、今後、図書、文献資料等の収集・蓄積に一層努めることはもちろんのこと、研究成果や関係論文・資料等が、特殊教育諸学校、特殊学級、大学や特殊教育センター等の教育・研究機関等において実際に活用されるよう、これら図書資料の検索・紹介・コピーサービス等の対応についてもさらに充実する必要がある。また、国際化が進展する中で、海外の特殊教育関係資料の収集・充実化が課題となっており、海外の教育関係資料の再整備と、各国特殊教育関係の制度や教育の実際に関する資料等を一層収集・整備することが必要である。

２．電子メディア（特殊教育情報システム）による情報の収集、蓄積、提供

近年は、特殊教育研究あるいは教育実践等に係る関係情報に加速的な量的増加が見られるようになってきており、今日の情報化社会において、関係諸機関（者）が必要とする有効な情報を迅速に提供するための情報処理システムの整備が求められるようになった。つまり、電子メディアによる情報システムの構築である。

そこで、まず図書業務の電子化として、昭和57年度から実験的に「特殊教育情報検索システム」の構築と「特殊教育シソーラス」の試験的開発に着手し、昭和60年度には特殊教育情報検索システムを構築し、特殊教育研究や教育実践に必要な研究文献及び教育実践事例等並びに所蔵図書・雑誌資料をデータベース化し、情報検索や図書資料の貸出・返却等の図書運用業務についてコンピュータ化した。

さらに、平成８年度には「特殊教育情報センター」を本研究所内に開設し、全国の特殊教育センター、関係教育研究機関等と情報ネットワークを構築しながら、特殊教育情報の収集、蓄積、提供等を行っている。その結果、ホームページや電子メール等により、国内外の研究者との情報交換が行われている。

平成11年度までに蓄積したデータベースは、特殊教育関係文献目録が約54,700件、特殊教育実践研究課題（全国の特殊教育諸学校等の研究課題）約36,100件、所蔵雑誌・資料等（本研究所の和洋雑誌・資料）約14,150件、所蔵図書目録約48,450件の総数約153,400件である。これらのデータベースは公開され、インターネットで利用できるようになっている。さらに、平成12年度からは特殊教

育に関する行政資料や統計資料などのデータベースを順次整備しているところであり、今後とも特殊教育関係者の役に立つデータベースの提供に努めることとしている。

また、所内ネットワークシステムが構築され、ホームページや電子メールの活用が図られるようになり、また、蓄積しているデータベースをインターネットにより提供できるなど、インターネット、WWW ブラウザ等、本研究所の情報発信が総合的に利用できるようになっている。ホームページについては、平成13年度に大幅に改善を図り、より利用しやすい内容にするとともに情報公開にも積極的に対応しているところである。また、研究所運営の効率化やペーパーレス促進の観点から、イントラネットを活用した所内情報提供を推進することとし、平成13年度からとりあえず所内会議の案内、各種お知らせ、行事予定について試行しており、順次対象業務を拡大していくこととしている。さらに、マルチメディアを用いた特殊教育に関する総合的情報システムの研究開発の一環として、テレビ会議システムを一部の研究協力機関との間で試験的な運用を行っている。

3. 研究成果報告会及び特殊教育普及セミナー

研究所設立後、一般研究、特別研究等の成果等は研究紀要や研究成果報告書等として、関係諸機関に配布しその普及に努めてきたが、昭和63年度からは、その組織的な発表の場として、特殊教育関係者を対象に「国立特殊教育総合研究所研究成果報告会」を開催してきた。

さらに、平成4年度の研究所20周年記念事業である「国際セミナー」を契機に、教育実践と研究の方向性を模索することを目



平成12年度 特殊教育普及セミナー

的に翌5年度から7年度まで「特殊教育シンポジウム」を実施するとともに、8年度からは、諸外国の特殊教育事情や研究動向、さらには国内の現状や課題等について情報交換することを目的に「特殊教育普及セミナー」を開催してきている。これらの研究集会において、特別研究等の成果が発表されてきている。

研究成果報告会は、これまでの参加状況をみると、全国の特教育諸学校・特殊学級、特殊教育センター等から、多い年度では250名を超える参加者を数えている。

特殊教育普及セミナーは、毎年度2日間の日程で開催しており、参加者は各セミナー共300名から600名（2日間の延べ人数）を数えている。

4. その他、講習会等による情報の提供・普及

教育施策や教育の場等の要請に応じた各種講習会が、研修事業の一環として本研究所の主催で実施されてきているが、これらについては、「研修・講習」の項で述べているので、本項では、これ

以外の講習会等による情報の提供・普及について述べる。

本研究所主催の講習会としては、障害児教育財団との共催事業で、教師が創作した教材教具（ソフトウェアを含む）を公募し、優秀な作品を情報として提供する「特殊教育教材教具展示会」（昭和51年度から実施）及び「特殊教育学習ソフトウェアコンクール」（平成2年度から後援、平成9年度から共催となる）を毎年行っている。また、研究部が中心となって行っている講習会や学習会（「障害を理解し共に学ぶための疑似体験セミナー」、「心身障害幼児と家族支援のための講習会」、「補聴講習会」等）もあり、これらを通じても情報の提供や普及が行われている。

教 育 相 談

教育相談事業は、「家庭その他からの相談に応じ、(心身) 障害者の教育に関し、助言を与えるとともに、必要な指導・訓練を行うこと」として、国立特殊教育総合研究所の設置目的の一つに位置付けられている。附属教育相談施設はこれを実施する部門として設置され、昭和47年7月から教育相談事業を開始した。また、昭和51年5月に、東京都武蔵野市に設置された分室においても、昭和52年4月より分室職員による教育相談活動が開始されている。

なお、平成13年4月の改組により、附属教育相談施設は教育相談センターと改称された。以下に、教育相談事業の内容を述べる。

1. 教育相談事業実施の枠組み

教育相談事業は、教育相談センター職員と各研究部職員が協力し、全所的なしくみで教育相談を実施している。その中において教育相談センターは、教育相談の実施に関する窓口業務、所内・所外の連絡調整、診療部医師・非常勤医師による診察や医療相談の実施、相談の担当、諸検査の実施、教育相談にかかわる個人情報や教育相談関係文書、資料の管理等を行っている。また、各研究部は、その専門性と各スタッフのマンパワーを生かしつつ個々の相談を担当している。

また、全所的な教育相談活動をより円滑に行うため、センター長を委員長とし、教育相談センター、各研究部、分室、特殊教育情報センター（平成13年3月まで）、国立久里浜養護学校からの委員によって「教育相談委員会」を構成している。各研究部の委員は教育相談に関する研究部側の窓口であるとともに、研究部内の教育相談にかかわる調整の役割も担っている。

2. 教育相談の流れ

教育相談の依頼は、教育相談センターあてに電話で寄せられる。これらの依頼に対し、子どもの教育に関する保護者の認識や主体性を重視する考えから、関係機関からの紹介であっても必ず保護者からの直接の相談申し込みを受けることとしている。電話では、相談の内容（主訴）の他、子どもの様子や成長・発達の経緯、在籍機関や主治医等の所見などを聴取する。その内容によっては、電話相談で終了することもあるし、他機関を紹介することもある。また、保護者を通じてあるいは保護者の了解を得て、在籍機関の担当者子どもの様子を問い合わせたり、主治医に所見を聞くなど、必要と考えられる資料の収集を行うこともある。

こうして収集した資料をもとに、教育相談センターにおいて「受理会議」を開き、相談を担当する研究部等の検討を話し合い、仮担当研究部等を決め、当該研究部長等に仮担当相談員の決定を依頼する。さらに、受理会議で話し合われたことについての結果を教育相談委員を通じて当該研究部等に伝える。そして、当該研究部長等に指名された仮担当相談員は、教育相談センターと連絡を取りながら、来談者と会い、初回面接を行うという相談活動を展開して行くことになる。また必要に応じ、医師免許を有する研究職員や非常勤医師による対応や視覚検査、聴覚検査、心理検査、脳波

検査等を行っている。初回面接の結果については、各部署から選ばれた教育相談委員で構成する「措置会議」において、来談者の相談内容にかなっているか、今後継続して行くに際してより専門性を必要することは何か等論議され、今後の方針について決定するという流れになっている。

3. 教育相談活動のここ10年間の動向

(1) 相談件数の実態からの分析

相談件数がここ数年下降傾向にある原因を分析してみると、① 都道府県における教育相談機関の増加、② 少子化の傾向、③ 相談内容の多様化、複雑化、専門性の細分化による一回当たりの相談時間の延長、④ 研究員の業務分量の増大等が複合しているものと考えられる。

また、平成7年から8年にかけて相談件数が一時飛躍的に増えたことがあったが、これは『学習障害』がマスコミ等に取り上げられ、子どもを取り巻く社会の関心の増大や不安によって来談者が増加したものである。こうした社会の動き、関心に敏感になりつつ、正しい情報、教育相談を進めるべき努力が今後必要である。

(2) 年齢別内訳からの分析

相談の年齢が若年化する傾向は、① 障害の早期発見がされるようになったこと、② 家庭の育児力の未熟さにより、子供の育ちや就学・進学への不安が増大していること、などが原因と考えられる。さらに教育相談の内容が多岐にわたっていることを考えあわせると、障害に関するより深い専門性と共に、広範な家庭教育のコンサルテーションが教育相談に求められていると思われる。育ちに応じた相談活動が進められるよう相談担当者の研修が今後ますます必要となる。

4. 分室における教育相談活動の動向

分室は「自閉性を主たる症状とする児童等に対する教育の内容及び方法に関する研究を行うとともに、これらの者の教育に関して相談に応じ、必要な指導や助言を行う」ことを目的に設置されている。

教育相談では、保護者の申し込みにより初回面接が行われ、継続相談及び社会資源（来談児の居住地域内で利用できる療育や指導の場）の情報収集等により実施されている。教育相談における新規の来談児数は、昭和52年から平成11年度までの23年間で499件あり、昭和59年以降は、ほぼ毎年10～20件前後となっている。また、再来の相談回数の合計は6949回であり、昭和55年（職員5名）には510回にも及んでいたが、それ以降平成6年まで300回前後で推移してきた。平成7年度以降、再来の相談回数は減少したが、これは分室職員数の減少により、教育相談に対応できる時間等に制限がでてきたことが考えられる（職員2名）。

来談児の年齢別内訳は、相談開始当初から4年間は3歳から5歳までの幼児が圧倒的に多かったが、昭和56年から平成4年度までの12年間は小学生が60%前後と多く、平成5年度からは16歳以降の青年も増える一方、幼児や小学生の相談もあり年齢の幅が拡大した。主訴別内訳では「生活指導」に関する内容と「指導・訓練」に関する内容が、主訴全体の80%前後の高い比率を占めている。障

害別内訳では、昭和52年から58年度まで知的障害と情緒障害でおよそ二分していたが、それ以後情緒障害が知的障害を上回るようになり、平成6年度以降は情緒障害児の教育相談が中心となっている。

近年では教育相談の内容が、幼稚園や保育園、小学校といった教育現場での対応や支援・指導方法に関係するものが多く、教育相談の「指導・訓練」内容が、対象児の個人の能力を高めていく方法だけでなく、実際の教育現場を想定したシミュレーション的訓練に変わりつつある。さらに相談事例によっては、幼稚園や小学校に職員が出向いて話し合いの場を設け、実際の教育環境を考慮しながら現場で必要とされる指導や支援方法等を教員にアドバイスする等の活動も必要となってきた。特に近年増加している自閉症児やADHD児等の情緒障害児の教育相談では、保護者の申し込みから開始された教育相談であっても、行動上問題となっている場面が教育現場であることが多いために、現場の教員と連携をとらざるを得なくなってきた。このような教育相談を継続するにあたっては、分室の職員数の問題もあって十分に行うことが難しい現状にある。そのため、このような教育相談に関しては、特殊教育センターや地域の教育委員会、福祉関係機関等の職員と連携をとり、地域でその来談児を支援していくためのスーパーバイズ的な立場にたった相談を実施する必要もあろう。分室での教育相談と、地域の各機関との連携を含めた教育相談の在り方を今後見直していく必要がある。

5. その他の調査・研究等の事業

教育相談センターでは、実際的な教育相談活動の他に、以下の調査・研究等を行っている。

① 平成12年度に「障害がある子どもに対する教育相談の実態に関する全国調査」を行い、各地の教育相談機関の実態を10年振りに調査するとともに、近年の障害の多様化・重度化に伴う相談活動の充実を図るために近接関連機関とどのような連携を図っているかの調査を実施した。

② 教育相談事業の報告を中心に、相談担当者の事例報告、論説、調査資料等を編集・刊行し、障害のある子どもを巡る教育相談についての実際的な情報を提供する目的で、分室との共同で、昭和54年度から毎年「教育相談年報」を刊行し、これまでに21号を数えている。全国都道府県教育委員会、特殊教育センター等の相談関係機関に配布し、情報を提供してきた。

6. 今後の課題

① 地域のリソースが整備され、その支援策、貢献策が確立されるなら、当研究所での教育相談対象は地域サービスだけでなく、臨床的研究を進める上で必要な事例や、希少障害のように当研究所のノウハウがさまざまな面に寄与出来るものに、対象者を絞り込む等教育相談活動のありようを検討することが課題となろう。

② 個人または家族を対象とした教育相談活動に終始せず、教師の指導上の課題、学級運営、学校経営等の学校コンサルテーションの役割を担うことが求められる。

③ 研究所内での受動的教育相談というシステムから、学校訪問、教室訪問、家庭訪問等をも視

野に入れた多様な相談活動形態の導入の検討が急務となろう。

④ 障害に関するより深い専門性と共に、広範な家庭教育へのコンサルテーションが求められているので、育ちに応じた相談活動が進められるよう担当者の研修を充実することが重要となろう。

⑤ 個人情報の保護や相談活動の方法に留意しつつ、電話やインターネットの活用による遠隔地からの相談活動を導入することも急務であろう。

⑥ 教育相談センターにおける相談活動が来談者の不安等の解消に十分なものであるかどうかの検討と「障害への対応」から「一人一人のニーズに応じた、育ちや生活の充実に向けた対応」がより重視される教育相談をどう実現するかが今後の課題となろう。

国 際 交 流

本研究所は、この10年間に特殊教育分野において諸外国との連携や協力による国際共同研究や国際協力活動が一層増してきたと言える。これは、本研究所が国際的な視野に基づいた国際共同研究や諸外国との連携や協力等の国際交流活動のニーズが増してきたことによる。このような国際交流活動は、本研究所の特殊教育における国際的貢献であるとともに、また、わが国の特殊教育の改善・充実に寄与する責務もになっていたと言える。これまでに本研究所が行ってきた国際交流活動として以下のものが挙げられる。

- (1) 特殊教育に関する国際学術研究の推進、海外の特殊教育に関する調査研究、情報収集及び国際学会への参加・発表
 - (2) APEID 特殊教育セミナーの継続開催によるアジア太平洋諸国との連携及び研究交流
 - (3) 交流協定に基づく外国人研究者との研究交流
 - (4) 外国人研究者の招聘による研究交流
 - (5) 「世界の特殊教育」刊行、英文紀要刊行及び APEID 諸国へのニューズレターの発行
 - (6) 諸外国の特殊教育に関する書籍・雑誌及び資料等の収集・蓄積
 - (7) 国際協力事業団等の政府関係機関及びユネスコ等の国際機関への協力
 - (8) 来日外国人研究者等への専門的知見の提供
 - (9) 国際セミナー等の開催による各国における特殊教育発展への支援
- 紙幅の都合上、上述の国際交流活動の中から主なものについて以下に述べる。

1. APEID 特殊教育セミナー

APEID 特殊教育セミナーは、本研究所が日本ユネスコ国内委員会との共催で、1981年以降毎年開催している特殊教育に関するセミナーである。このセミナーはアジア・太平洋地域の特殊教育専門家を招聘し、特殊教育に関する情報や意見の交換ならびに討議等を通じて各国の特殊教育の充実・発展に資することを目的としている。本セミナーは、アジア諸国の14ヵ国の代表者及びユネスコ・アジア太平洋事務所の代表者の参加によって開催されている。参加国は、オーストラリア、バングラデシュ、中国、インド、インドネシア、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、韓国、スリランカ、タイ、そして日本である。

ここでは、本研究所 20 周年（1992 年）以降の十年間の本セミナーの取り組みについて概述する。

(1) APEID セミナー第 5 期事業計画（1992－1996）：この期の 5 年間の共通テーマは、「地域に根ざした特殊教育」であった。この頃から世界の特殊教育の潮流が、障害のある子どもの障害の軽減や改善だけでなく、障害児を取り巻く環境や社会のあり方に意識が向けられ、本セミナーの内容も制度や障害児教育のあり方にシフトしてきた。以下に、年度ごとのサブテーマの内容について概述する。

- ①1992年のサブテーマは、「特別な教育的ニーズをもつ子どもの教育的サービスの普及のための



第20回 APEID 特殊教育セミナー

方策について」であった。この時期から、障害児を「特別な教育的ニーズのある子ども」という表現が使われるようになった。②1993年のサブテーマは、「インクルージョンについて」であった。このテーマは、1993年2月に中国で行われたユネスコ本部主催のハルビン会議の決議と、アジア・太平洋地域障害者の十年の最初の年にちなみ、上記のテーマとなった。③1994年は、「特別な教育的ニーズのある子どものための人的資源について」をサブテーマとした。障害のある子どもやその家族の支援には、種々の関係諸機関の社会的資源が重要であるが、これを支えているのは個々の人々であり、このセミナーでは特殊教育の人的資源に焦点が当てられ討議がなされた。④1995年は、「コミュニティの違いに基づいた特殊教育資源の供給について」をサブテーマとして、障害のある子どもに特殊教育資源が有効に供給されるための諸課題に焦点が当てられ討議が行われた。⑤1996年のサブテーマは、「移行教育について」であった。このセミナーでは、個別教育計画（IEP）だけでなく、ITP（Individual Transition Plan）として、障害児の情報や教育方法をうまく伝達させることが重要であることと、学校教育終了後の社会生活にむけて、どのような教育を準備すべきかについて討議が行われた。

(2) APEID セミナー第6期事業計画(1997-2001):この期のメインテーマは、「21世紀に向けた特殊教育におけるパートナーシップ」である。これは特殊教育の枠組みが、単に治療教育的なアプローチだけでなく、組織としてよりよく取り組んでいくためのパートナーシップやネットワークづくりの観点からのシステム・アプローチにテーマがシフトしてきた。

①1997年のサブテーマは、「アジア・太平洋障害者十年の中間年に向けて」であった。この年は、障害者十年の中間年にちなみ、各国が過去5年間に障害者十年の目標をどれほど達成し、また今後5年間の方向性がどのようなものかについて討議が行われた。②1998年のサブテーマは、「地域社会におけるネットワークづくり」であった。先進諸国においては特殊教育の諸施策の充実が進むに連れて、公的機関の説明義務が追求され、それぞれの諸機関が能率よく機能するための改革が求められ、一方、途上国では保護者を中心としたボトムアップ的なネットワークづくりが展開され、地域に根差したリハビリテーション(CBR)が求められるようになってきた。このような変化を踏まえて、アジア・太平洋諸国における特殊教育のネットワークづくりについて討議が行われた。③1999年は、「Teacher Development について」をサブテーマとして、障害児教育に関係する職員の制度、職員間のパートナーシップをいかに強めていくのか、その方法等について討議が行われた。④2000年のサブテーマは、「School Development について」であった。障害のある子どもの教育の場としての学校あるいは学校づくりについて、その改善・充実を含めて、障害のある子どものニーズに応じた学校づくりを実現していくために、各国がどのような取り組みを行っているのかについて報告がなされ討議が行われた。⑤2001年は、第6期の最終年度のセミナーであると同時に、本研究所の創立30周年目にあたるセミナーでもある。このため、2001年度のセミナーでは、本研究所創立30周年記念セミナーとして開催し、特別記念講演やパネルディスカッション及び各国における今後の特殊教育の発展に資するための「アジア・太平洋地域参加国における特殊教育の発展と国際相互協力」のセミナーが予定されている。

2. 学術交流協定締結機関との連携・交流

本研究所における国外の研究機関との交流協定の締結には、本研究所の研究員と国外研究機関研究職員間の学術的相互交流の深まりが大きく寄与している。現在、本研究所では「韓国特殊教育院(1995年11月締結)」及び「ドイツ・ケルン大学特殊教育学部(1998年11月締結)」の2機関との間で学術交流協定が締結されている。

韓国特殊教育院については、協定締結後、本研究所と韓国特殊教育間において、「世界の特殊教育」、「APEID セミナー関係資料」(日本側から)等や「KISE ニュースレター」(韓国側から)等の刊行物の相互送付が行われるようになった。また、協定締結後の人的交流は、暫時個人的学術交流の継続と、本研究所において開催される APEID セミナーへの韓国側研究員の参加という形で行われていたものの、その後、協定締結時の韓国特殊教育院のスタッフがほとんど異動してしまったこともあり、組織的な交流には至っていなかった。しかしながら、2000年に韓国特殊教育院における新体制の下、日韓両国機関間の組織的な学術交流の新たな展開に関する提案がなされ、その実現

のために両国のスタッフが相互に訪問を行った。その結果、2001年2月に第1回目の日韓特殊教育セミナーが本研究所で開催された。

ケルン大学教育学部については、本研究所による国際学術研究（科学研究費補助金）及び1990年から2回にわたる本研究所研究グループによる日・独国際共同研究（日本学術振興会）、さらにはそれ以降、当該学部への3回（3名）にわたる在外研究員の派遣等を通じ、既に実地的な人的、学術的交流が行われており、それらの延長として協定が締結されたという経緯がある。2000年5月には、本学術交流協定を背景に、ケルン大学特殊教育学部大学院生を3ヶ月間、当研究所において特別研究生として受け入れた。協定締結後、前述の研究グループを中心とした学術交流が継続中であるが、現在それを研究所全体での組織的研究レベルに拡大すべく準備中である。

3. 国際学術共同研究等

本研究所における諸外国を対象とした組織的な学術研究は、1986年（昭和61年）に本研究所研究企画委員会の下に発足した外国調査小委員会の活動に端を発している。本小委員会の目的は各国における特殊教育の実態を調査するとともに、我が国における有効な特殊教育の研究、発展に寄与する資料をとりまとめ、提供することにあった。このような目的の下、最初に行われたのが諸外国（欧米諸国）の特殊教育に関する資料収集であった。それらの成果は、翌1987年（昭和62年）「世界の特殊教育Ⅰ」にまとめられ刊行物として発刊された。この「世界の特殊教育」に関しては、その後毎年刊行され、2001年（平成13年）現在、第15巻の刊行に至っている。

上記小委員会の活動は、1988年（昭和63年）から科学研究費補助金による研究「欧米諸国における特殊教育の実態と新しい展開に関する比較分析的調査研究」へと発展し、海外派遣による調査活動を行うこととなった。本調査研究以降、本研究所研究員における学術的海外渡航は、従前からの在外研究員の制度や個別の学術目的等によるものに、共通目的をもった組織的な海外渡航という機会が加わり、本研究所の諸外国との学術的交流はさらに拡大していったのである。

本調査研究以降、諸外国を対象とした学術研究（科学研究費補助金）はテーマを変えながら現在に至るまで継続されている。

（1）「欧米諸国における特殊教育の実態と新しい展開に関する比較分析的研究」

欧米諸国の特殊教育に関し、総合的・体系的に資料収集・調査研究を行うことにより、その実態を把握し、新しい動向等を比較分析するため、本研究所のスタッフを調査対象国に派遣した。さらに、調査対象国の内、イギリス、ノルウェー、ソ連、西ドイツ、米国、カナダの6カ国の研究協力者を招聘し、本研究のまとめについて意見交換を行った。

（2）「日・欧米の特殊教育教員養成と現職教師教育に関する比較共同研究」

本研究所及び共同研究機関間において研究分担者の相互学術訪問を行い、研究対象国の特殊教育教員養成と現職教員研修に関する実態調査及びそれらに関する研究協議を行った。これらの成果については、本研究所における APEID セミナーにおいて研究発表が行われた。

（３）「学習に困難を示す児童生徒の指導方法と援助システムの開発に関する共同研究」

本研究所スタッフと共同研究国の研究協力者が相互学術訪問を行い、学習に困難を示す児童生徒の診断・判定、指導方法、特殊教育制度ならびに教育工学的援助の方法について研究を行った。

（４）「障害児教育分野における協力・連携関係（パートナーシップ）の形成に関する調査研究」

特殊教育観に関する国際的な流れの変化と我が国の特殊教育の在り方を見据えたとき、今後、障害がある児童生徒の教育的な支援に対する大きな課題として、彼らを取り巻く人的、物的資源間の協力・連携の必要性が取りあげられた。そこで、いわゆるパートナーシップという観点から諸外国（特に欧米諸国）の特殊教育諸組織、及び人的な協力・連携の実態やそれらを身につけるための研修方法等について、調査研究を行った。

（５）「主要国の特別な教育的ニーズを有する子どもの指導に関する調査」

上記（４）の研究と同様、特殊教育に係る国際的動向を背景に鑑み、21世紀における我が国の特殊教育の在り方を探る一助とするために本研究は実施された。

研究は、主要諸外国の最近における特殊教育の改革、とりわけ小・中学校における障害のある子どもに対する指導の在り方とその改善充実の動向を多角的に調査するものであり、現在第一次海外派遣調査を終え、第二次調査の準備中である。

4. 学術交流及び国際協力活動の実績

上記 APEID セミナー、学術交流協定締結機関との連携・交流、国際学術共同研究による国際交流事業の他に、本研究所では在外研究員の制度や個別の学術目的等による本研究所職員の海外派遣や海外からの研究者の受け入れ等による国際学術交流活動を通じ人的な交流が盛んに行われている。

以下にそれらを人的交流活動の状況について、1992年（平成4年度）から2000年（平成12年度）までに本研究所における海外教育関係者の招聘数と本研究所職員の海外学術派遣の実績を示すと以下の通りである。

人 数	N x	1992～1999	2000
外国人教育関係者招聘		199	16
研究所職員の派遣数		185	32
・ 在外研究員		25	2
・ 国際研究集会派遣研究員		6	2
・ 科学研究費補助金		99	22
・ その他		55	16

国立久里浜養護学校との相互協力

国立久里浜養護学校は、昭和48年9月、本研究所との相互協力の下に教育を行う養護学校として設置された。その設立の背景には、本研究所の当初の設置計画において、研究課題の多い重度・重複障害児の教育内容・方法に関し、臨床研究の場として、研究と教育を併せ行う実験教育施設を本研究所に設置することとなっていたが、実験教育施設における教育と学校教育との関連が問題となったことから、形を変えて、国立学校設置法に基づく独立の養護学校として設置された経緯がある。

このような経緯を踏まえ、本研究所と国立久里浜養護学校（以下、「学校」という）では、相互の協力に必要な事項を検討するための委員会（「研究所・学校協力推進委員会」）を設け、重度・重複障害児の教育に関する実際的な研究を始め、学校の幼児・児童（以下、「児童等という」）の教育指導について相互協力を進めてきた。以下は、現在行われている協力の主な形態と内容、及び共同研究概要である。

1. 教室別担当研究部制と個別担当研究員制

教室別担当研究部制は、各教室・寄宿舍（以下、「教室等」という）における児童等の教育指導及び各研究部における教育内容・方法等に関する研究が、組織的な協力の下でより効果的に行われるよう設けられているもので、平成4年度より実施されている。具体的には、児童等の障害の状態等に関して相互に関連する研究部と教室等のスタッフが、月2回、指導内容・方法等について、個別の指導計画やビデオ等をもとに協議を行うほか、教育・研究等に関する文献等の紹介などを行っている。

他方、個別担当研究員制は、個々の児童等の教育指導について、個別担当研究員に指名された者（研究職員）が担当教員に協力するもので、平成3年度より実施されている。具体的には、個別担当研究員が担当児童等の個別の指導計画の作成、指導方法等について、担当教員と協議等を行うなどして協力を行っている。

2. 研究・教育にかかる申請課題

申請課題に基づく協力は、研究・教育に関する個々のニーズを基本として行われるもので、相互に協力を必要とする課題がある場合に採られる協力の形態である。具体的には、研究部・教室等又は研究職員・教員等が、それぞれに協力を必要とする研究課題又は教育実践課題等を申請し、それに基づいて相互に協力を行うものである。

最近5年間（平成8～12年度）の申請課題数は、研究所から学校への協力申請では、特別研究関連4、一般研究関連13、科研費研究関連2、教材教具の試作研究関連1の計20課題、学校から研究所への協力申請では、教育指導一般7、聴力・視力等に関する検査12の計19課題である。

3. 入学・転入学希望児童等の選考に必要な基礎資料の作成

この基礎資料は、本研究所が学校長の要請を受けて作成するもので、学校が入学・転入学を希望する児童等について、その可否を判断する際の参考資料として用いられるものである。具体的には、当該児童等の障害の状態、健康状態等に関する資料であるが、当該資料は、入学・転入学を希望する児童等に対し、研究職員（医師免許を有する研究職員を含む）が、学校の入学担当教員及び看護婦の協力を得て、諸検査等（視力・聴力等の検査、行動観察及び診察）を実施し、それらの結果を基に作成されている。

4. 共同研究「重度・重複障害児に対する幼・小・中学部一貫した教育内容・方法に関する研究」

本研究は、国立特殊教育総合研究所と国立久里浜養護学校の共同研究として、平成9年度から平成11年度の3年間にわたって行われた。

本研究は、特殊教育諸学校において、教育内容・方法等に関する情報の引き継ぎが、学校間の移行や学部間の移行に際して、どのような内容と方法で行われているのかに焦点を当て、その現状と課題を探り、移行における望ましい教育情報の引き継ぎの在り方を検討したものである。

研究は、国立久里浜養護学校（以下、「久里浜校」という）の卒業生が、他校の中学部等へ進学した際にかかわりをもった教員・保護者を対象に実施した「事例研究」と、特殊教育諸学校400校を対象に実施した「学校調査研究」（回収率88.2%）により行われた。前者については、学校間の移行に際し、教育情報の引き継ぎの状況を調査し、課題を明らかにするとともに、改善の方法について検討した。後者については、学部間の移行に際し教育情報の引き継ぎに関して、その内容・方法をアンケートにより調査するとともに、併せて補充調査として、保護者や子どもが在園等をしている施設等職員との連携についても調査を実施した。以下は、学校間・学部間の移行に際しての教育情報の引き継ぎについて、事例研究及び学校調査研究を通して明らかになった結果の一部である。

（1）引き継ぎの内容とその有用性

学校間・学部間の移行に際しては、教育内容・方法の継続性といった観点から、様々な引き継ぎの方策が講じられていたが、なかでも文書による教育情報の引き継ぎがその中心であった。

これらの内容等について、受け手と送り手側からみると、学校調査における受け手側は、指導記録や総合的資料など、より具体的な資料が有用であったとの回答が多く、事例研究においても、進学先の担任が最も知りたい情報として挙げたものは、指導上の配慮事項、生活上の留意事項、健康上の配慮事項であった。また、学校調査における送り手側は、送付に当たって、相対的に指導上の配慮事項、指導記録、行動特徴、障害の状態（特に幼稚部）を重視していることが分かった。

このことは、障害の重い子どもの場合、いわゆる法定文書（指導要録、健康診断票、歯の検査票）のみの送付では、子どもの指導に参考となる情報が十分に伝わらないことを示すもので、久里浜養護学校では、事例研究の過程で作成した「久里浜式引き継ぎ補助簿」を活用しはじめている。

（2）引き継ぎの形式

既述のように、教育情報の引き継ぎは、主として文書で行われているが、この文書と併せてビデ

オを送付している学校もほぼ50%あり、その他授業参観や引き継ぎの会議を設けている学校も僅かではあるがみられた。他方、子どもにみられる固有の運動・動作や表出・表現方法等を文書で伝えることが極めて困難なことから、ビデオ等の映像があればよいとの希望も多く、また事例研究においても、ビデオが極めて有効であったとの結果が得られている。なお、事例研究では、学校間の移行に際して、文書形式による引き継ぎのほかに、学校訪問（ビデオ持参）や電話等、いわば映像形式や直接対話形式とも言える方法を通して必要な情報の引き継ぎを行ったが、進学先の担任からは、これら諸形式による引き継ぎが、文書内容の理解を補完する方法として有効であったとの評価を受けている。

その他の活動

1. 財団法人障害児教育財団

本研究所内に事務所をもつ（財）障害児教育財団は、昭和50年3月に障害児への教育に関する研究調査の実施及び促進、障害児の教育に携わる教職員への指導、助言、教材教具等の開発、障害児に対する教育相談を行い、もって障害のある幼児・児童等の教育の充実・振興に寄与することを設立の趣旨として「財団法人心身障害児教育財団」という名称で設立された。平成5年12月の「障害者基本法」の制定を機に、平成11年8月に現在の名称に変更となった。研究所は、この財団の事業実施に当たり、その設立以来密接に関わってきた。ここでは、共催で行ってきた事業を中心にその概要を述べる。

（1）特殊教育教材教具展示会

特殊教育教材教具展示会は、財団設立当初から実施しているもので、平成12年度で25回を数える。

特殊教育諸学校等の教員が教育指導において創意工夫し、実際の教育活動に活用している手作りの教材・教具を一堂に集めて展示するとともに、優秀作品を顕彰することにより教材教具の作成を推進奨励することを目的として実施している。例年、100件以上の応募があり、根強い人気の事業となっている。

（2）特殊教育学習ソフトウェアコンクール

特殊教育学習ソフトウェアコンクールは、学校へのコンピュータ普及に伴い、コンピュータを活用できる教員の育成、コンピュータを利用した指導法の開発等の促進を図ることを目的として、平成3年から毎年開催しており、平成12年で10回を数える。応募数は教材教具展には及ばないが、市販されている作成用ツールが年々高度化・廉価化し、さらにインターネットの急速な普及と相まって質の高い作品が応募されるようになった。

（3）その他の事業

障害児教育財団との共催事業あるいは補助を受けて行う事業には、補聴講習会、聴覚障害・言語障害教育の講習会（ショートコースA・B）等の各種講習会及び視覚障害や盲聾の二重障害について理解するための研究等の事業がある。

2. 全国特殊教育センター協議会

全国特殊教育センター協議会は、全国の特殊教育センター相互の連絡を緊密にするとともに、相連携して、特殊教育の充実、振興に寄与することを目的に、昭和52年9月に発足した。

本研究所は、設立に関し助言を与えるとともに、毎年開催される総会への出席、大会における助言者等として協力してきた。平成3年には本研究所所長が会長に就任するとともに研究所が事務局となり現在にいたっている。